

2019年度～ 農学部・農学府履修案内付録 (特定事由による欠席に関する補足説明)

2020年4月1日

2020年6月12日(改正)

2021年8月11日(一部改正)(朱書き)

(6) 交通機関の運休・学校感染症・親族の死亡に伴う授業欠席の取り扱いについて

手続き

「特定事由による欠席届」(本ファイル8ページ目)に事由ごとに次の添付資料を付け、授業担当教員に提出してください。

報告の流れは、2ページ以降のフロー図を参考にしてください。

(※新型コロナウイルスに感染した場合は、別途、学務課(042-367-5537)に報告)

1) 通学に利用する交通機関が運行休止になり、授業に出席出来なかった場合(オンライン講義の場合は除く。)

添付：鉄道会社、バス会社のHP等から運休したことが分かるページ等を添付

2) オンライン講義、対面講義が連続した場合に移動時間を要し、授業に出席出来なかった場合

添付：資料不要

3) 学生が学校保健安全法施行規則に定める学校感染症等の出席停止が必要な感染症に罹患した場合及び感染の拡大を防止するために、授業に出席出来なかった場合

なお、感染症等の拡大を防止するために、自宅等に待機とした場合に教育的配慮を実施するのは対面講義に限る。

添付：本学保健管理センターで発行した登校可能証明書

新型コロナウイルスの場合、保健管理センターで発行した意見書

感染症等の拡大を防止するために、自宅等に待機とした場合、添付資料不要

新型コロナウイルスに関連して対面授業を欠席した場合の教育的措置に関する詳細は、
以下サイトを参考にしてください。

<https://www.tuat.ac.jp/documents/tuat/NEWS/important/kyouikutekisochi.pdf>

4) 学生の三親等以内の親族が死亡した場合で、学生が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事に出席するために、授業に出席出来なかった場合

添付：葬儀に出席したことがわかる会葬礼状等

交通機関運休の場合

学生

- ・特定事由による欠席届を作成
- ・運休したことが分かる書類(運行会社のHP等)を準備



授業担当教員

- ・学生から受理した欠席届等を確認し、事案に応じて教育的配慮の実施

オンライン講義、対面講義が連続して授業に出席できなかった場合

学生

・特定事由による欠席届を作成



授業担当教員

・学生から受理した欠席届等を確認し、事案に応じて教育的配慮の実施

感染症等の拡大防止のために自宅等に待機していた場合

学生

・感染症の拡大防止の必要がなくなるまで自宅待機



学生

・特定事由による欠席届を作成
(欠席届に具体的な理由を記載する。)



授業担当教員

・学生から受理した欠席届等を確認し、事案に応じて教育的配慮の実施

学校感染症等に罹患した場合（インフルエンザ）

学生

- ・発症および診断時に保健管理センターHPより発症報告をする。
- ・完治まで自宅療養等とし完治後、インフルエンザ治療薬の処方明細書、薬の説明紙（インフルエンザの薬が入っていた袋や薬局処方の薬の紙袋でも可）等を持参し、保健管理センターへ



保健管理センター

- ・登校可能証明書の交付（証明書は原則1部のみ）



学生

- ・特定事由による欠席届を作成
- ・登校可能証明書（写し可）



授業担当教員

- ・学生から受理した欠席届等を確認し、事案に応じて教育的配慮の実施

学校感染症等に罹患した場合 (新型コロナウイルスを含むインフルエンザ以外感染症等)

学生

- ・発症および診断時に保健管理センターHPより発症報告をする。(※新型コロナウイルスに感染した場合は、別途、学務課に報告する。)
- ・完治まで自宅療養等とし完治後、病院が発行した診断書(病名と出席停止期間が記載されているもの)を持参し、保健管理センターへ



保健管理センター

- ・登校可能証明書又は意見書の交付(証明書は原則1部のみ)
- ※登校可能証明書はコロナ罹患者以外に発行する。
※意見書はコロナ罹患者に発行する。



学生

- ・特定事由による欠席届を作成
- ・登校可能証明書又は意見書(写し可)



授業担当教員

- ・学生から受理した欠席届等を確認し、事案に応じて教育的配慮の実施

三親等以内の親族の死亡により葬儀に出席した場合

学生

- ・特定事由による欠席届を作成
- ・会葬礼状等(写し可)を準備



授業担当教員

- ・学生から受理した欠席届等を確認し、事案に応じて教育的配慮の実施

令和 年 月 日

特定事由による欠席届

授業担当教員 殿

氏 名：

学科・年次： 学科 年次

学籍番号：

私は、下記の理由により、授業に出席することが出来ませんでしたので、届出ます。

記

- ① 月 日 (曜日 限目) ～ 月 日 (曜日 限目)
- ② 授業に出席出来なかった理由について (以下の□枠のいずれかにチェックして下さい。)
- 交通機関の運休のため。(オンライン授業の場合は除く。)
 - オンライン授業、対面授業が連続した場合で移動時間を要したため
 - 学校保健安全法施行規則に定める学校感染症等の出席停止が必要な感染症に罹患したため。
 - 感染症等の拡大を防止するために、自宅等に待機していたため。(オンライン授業の場合は除く。)
- (具体的な理由：)
- 三親等以内の親族の死亡により葬儀に出席したため。

添付資料について

- 1) 交通機関運休の場合は、鉄道会社、バス会社のHP等から運休したことが分かるページ等を添付下さい。
- 2) インフルエンザに罹患した場合は、インフルエンザ治療薬の処方明細書、薬の説明紙 (インフルエンザの薬が入っていた袋や薬局処方薬の紙袋でも可) 等を持参し、保健管理センターにて登校可能証明書の交付を受け、添付して下さい。
- 3) インフルエンザ以外の感染症に罹患した場合は、病院が発行した診断書 (病名と出席停止期間が記載されているもの) を持参し、保健管理センターにて登校可能証明書又は意見書の交付を受け、添付して下さい。
- 4) 葬儀に出席した場合は、会葬礼状等を添付して下さい。

【参考】

授業に出席出来なかった場合のガイドライン

下記の事情により、授業に出席出来なかった場合は、事案に応じて教育的配慮を実施します。

- 1) 通学に利用する交通機関が運行休止になり、授業に出席出来なかった場合（オンライン講義の場合は除く。）
- 2) オンライン講義、対面講義が連続した場合に移動時間を要し、授業に出席出来なかった場合
- 3) 学生が学校保健安全法施行規則に定める学校感染症等の出席停止が必要な感染症に罹患した場合及び感染の拡大を防止するために、授業に出席出来なかった場合
なお、感染症等の拡大を防止するために、自宅等に待機とした場合に教育的配慮を実施するのは対面講義に限る。
- 4) 学生の三親等以内の親族が死亡した場合で、学生が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事に出席するために、授業に出席出来なかった場合